

岩手労働局  
平成24年11月14日

照 会 先	職業安定部		
	職業対策課長	昆	恵喜
	地方障害者雇用担当官	高屋敷	敏彦
	(電 話)	019-604-3005	
	(F A X)	019-604-1533	

## 民間企業の実雇用率は1.79%で過去2番目の水準、 雇用障害者数は2,318.0人と過去最高を更新

～岩手県における障害者雇用状況の集計結果～  
(平成24年6月1日現在)

岩手労働局(局長 小林 健)では、民間企業や公的機関などにおける、平成24年の「障害者雇用状況」集計結果(注1)をまとめましたので、公表します。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 1 民間企業における雇用状況

実雇用率は1.79%と前年比0.02ポイント上昇、平成22年の1.86%に次いで過去2番目の水準

雇用されている障害者の数(注2)は2,318.0人と前年より6.1%(132.5人)増加し、過去最高を更新

- ・ 法定雇用率(注3)を達成している企業の割合は52.2%と前年比0.6ポイント上昇
- ・ 企業規模別には、法定雇用率を達成しているのは100～300人未満、500～1,000人未満、1,000人以上規模企業のみに留まっている。

#### 2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関に在職している障害者の数は187.5人で、前年より11.3%(19.0人)増加、  
実雇用率は2.48%と前年に比べ0.18ポイント上昇、いずれも過去最高

- ・ 知事部局、医療局、企業局、警察本部すべての機関で法定雇用率を達成

(2) 市町村の機関に在職している障害者の数は258.0人で、前年に比べ2.7%(3人)減少、  
実雇用率は2.22%と、前年と同じ

- ・ 報告対象43の機関のうち(前年は45機関)、5機関は法定雇用率を未達成。  
11月1日現在、全機関において法定雇用率を達成

(3) 教育委員会に在職している障害者の数は165.5人で、前年より0.5%(2.0人)減少、  
実雇用率は1.78%と、前年より0.03ポイント上昇

- ・ 報告対象となる機関は岩手県教育委員会と盛岡市教育委員会の2機関で、1機関は法定雇用率を達成

#### 3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は3.0人で、前年より2.0人減少、  
実雇用率は0.96%と、0.65ポイント低下

- ・ 報告対象となる機関は公立大学法人岩手県立大学と地方独立行政法人岩手県工業技術センターの2機関

11月1日現在、1機関は法定雇用率を達成

**(注1) 障害者雇用状況集計結果**

「障害者の雇用促進等に関する法律」(以下「法」という。)では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主など(下記注3参照)に報告を求めており、民間企業については、県内56人以上企業774社の状況をまとめたもの。

**(注2) 障害者の数**

「企業等における雇用障害者数」は、次の表に従って計算される。

\*対象となる障害者1人のカウント数

	常用労働者	短時間労働者
	週所定労働時間 30時間以上	週所定労働時間 20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人

**(注3) 法定雇用率**

民間企業、国、地方公共団体は、法に基づき、以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

- 一般の民間企業                    1 . 8 % (56人以上規模企業)
- 地方独立行政法人等                2 . 1 % (48人以上規模機関)
- 国、地方公共団体                  2 . 1 % (48人以上規模機関)
- 都道府県等の教育委員会          2 . 0 % (50人以上規模機関)

**【法定雇用率の改定について】**

平成25年4月1日から法定雇用率は以下のとおり改定されます。

- 民間企業                    1 . 8        2 . 0 %
- 国、地方公共団体等        2 . 1        2 . 3 %
- 県等の教育委員会          2 . 0        2 . 2 %

# 平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

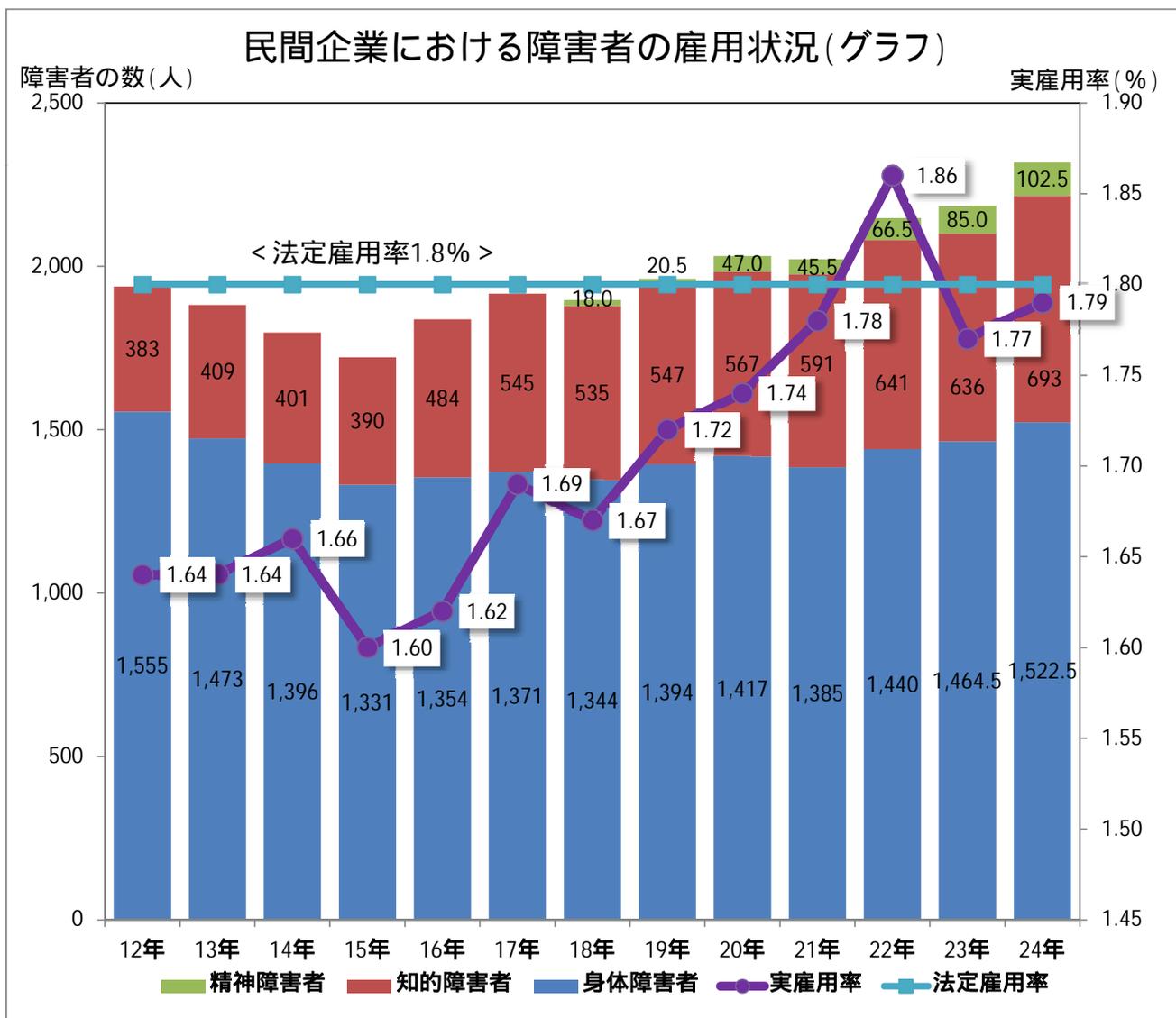
## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は 2,318.0人で、前年より6.1%（132.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,522.5（対前年比4.0%増）、知的障害者は639（同9.0）、精神障害者は102.5（同20.6%）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は1.79%で、前年より0.02ポイント上昇、法定雇用率達成企業の割合は52.2%となり、前年より0.6ポイント上昇した。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
24年度	774	129,259.5	2,318.0	1.79	404	52.2	1.69
23年度	744	123,564.0	2,185.5	1.77	384	51.6	1.65
増減	30	5,695.5	132.5	0.02	20	0.6	0.04

〔詳細表 P1 1(1)・(4)〕



## (2) 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満、500～1,000人未満規模企業を除き前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、56～100人未満規模を除く全ての規模の区分で前年より上回った。  
また、民間企業全体の実雇用率（1.79%）と比較すると、100～300人未満規模企業（1.86%）、500～1,000人未満規模企業（1.81%）、1000人以上規模企業（1.80%）については上回ったが、56～100人未満規模企業（1.78%）、300～500人未満規模企業（1.59%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、100～300人未満規模企業が53.9%、1,000人以上が50.0%と、前年より上昇した。

### 規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数（人）		対前年増減 （人）	対前年増減比 （%）
	24年度	23年度		
56人～100人未満	475.5	487.5	12	2.5
100人～300人未満	976.5	874.0	102.5	11.7
300人～500人未満	258.0	238.0	20	8.4
500人～1,000人未満	292.5	297.5	5	1.7
1,000以上	315.5	288.5	27	9.4
計	2,318.0	2,185.5	132.5	6.1

[ 詳細表 P2 1(2) ]

### 規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率（%）		前年比 増減(P)	雇用率達成割合（%）		前年比 増減(P)
	24年度	23年度		24年度	23年度	
56人～100人未満	1.78	1.79	0.01	50.8	50.8	0.0
100人～300人未満	1.86	1.83	0.03	53.9	52.7	1.2
300人～500人未満	1.59	1.51	0.08	46.5	46.5	0.0
500人～1000人未満	1.81	1.77	0.04	60.0	61.5	1.5
1,000以上	1.80	1.80	0.00	50.0	45.5	4.5
計	1.79	1.77	0.02	52.2	51.6	0.6

## (3) 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」（50.0人増）、「医療・福祉」（46.0人増）、「卸売業・小売業」（35.0人増）、農・林・漁業（11.5人増）、サービス業（6.5人増）、運輸業・郵便業（4.0人増）、電気・ガス・熱供給・水道業（1.0人増）で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、製造業（2.08%）、医療、福祉（2.57%）の2業種は法定雇用率（1.8%）を上回っている。

企業規模	実雇用率（%）		前年比 増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年 増減(人)	対前年 増減比(%)
	24年度	23年度		24年度	23年度		
農・林・漁業	1.73	0.88	0.85	18.5	7.0	11.5	164.3
鉱・採石・砂利採取業	0.00	3.51	3.51	0.0	2.0	2.0	100.0
建設業	1.29	1.64	0.35	39.5	40.0	0.5	1.3
製造業	2.08	2.02	0.06	741.5	691.5	50.0	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1.08	0.79	0.29	4.0	3.0	1.0	33.3

情報通信業	1.13	1.27	0.14	27.5	30.5	3.0	9.8
運輸・郵便業	1.39	1.43	0.04	83.0	79.0	4.0	5.1
卸売・小売業	1.39	1.28	0.11	357.5	322.5	35.0	10.9
金融・保険業	1.26	1.28	0.02	69.5	71.5	2.0	2.8
不動産・物品賃貸業	1.54	1.81	0.27	12.0	15.0	3.0	20.0
学術研究、専門・技術サービス業	1.46	1.52	0.06	7.0	8.0	1.0	12.5
飲食店・宿泊業	1.30	1.31	0.01	57.0	57.5	0.5	0.9
生活関連サービス・娯楽業	1.26	1.25	0.01	64.5	64.5	0.0	0.0
教育・学習支援業	1.78	1.87	0.09	15.0	16.0	1.0	6.3
医療・福祉	2.57	2.57	0.00	672.5	626.5	46.0	7.3
複合サービス業	1.06	1.28	0.22	47.0	55.5	8.5	15.3
サービス業	1.39	1.45	0.06	102.0	95.5	6.5	6.8
計	1.79	1.77	0.02	2,318.0	2,185.5	132.5	6.1

[ 詳細表 P3 1(3) ]

#### (4) 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 法定雇用率未達成企業（370社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、70.8%（262社）とおおよそ4分の3を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は63.2%（234社）となっている。

[ 詳細表 P6 1(5) ]

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関（法定雇用率2.1%）

- ・ 県の4機関に在職している障害者の数は187.5人で、前年より19.0人増加した。雇用率は2.48%と前年（2.30%）に比べ0.18ポイント上昇した。

県の4機関においては、全ての機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象 機関	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
24年度	4	7,553.5	187.5	2.48	4	100.0	2.43
23年度	4	7,326.0	168.5	2.30	4	100.0	2.39
増減	0	227.5	19.0	0.18	0	0.0	0.04

[ 詳細表 P7 2(1) ]

### (2) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は258.0人で、前年より3.0人減少した。実雇用率は2.22%と昨年と同じであった。

43機関のうち38機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象 機関	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
24年度	43	11,622.5	258.0	2.22	38	88.4	2.25
23年度	45	11,735.5	261.0	2.22	41	91.1	2.23
増減	2	113.0	3.0	0.00	3	2.7	0.02

[ 詳細表 P8 2(2) ]

### (3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

- ・ 2.0%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会に在職している障害者の数は165.5人で、前年より0.5人減少した。  
実雇用率は1.78%と前年（1.75%）に比べ0.03ポイント上昇している。

報告対象の教育委員会は岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会の2機関。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
24年度	2	9,279.0	165.5	1.78	1	50.0	1.88
23年度	2	9,462.0	166.0	1.75	1	50.0	1.77
増減	0	183.0	0.5	0.03	0	0.0	0.1

[ 詳細表 P9 2(3) ]

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況

- ・ 地方独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は3.0人であり、前年より2.0人減少した。  
実雇用率は0.96%と前年（1.60%）に比べ0.64ポイント低下した。

報告対象の独立行政法人等は公立大学法人（岩手県立大学）、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの2機関。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
24年度	2	313.5	3.0	0.96	0	0.0	2.13
23年度	2	312.0	5.0	1.60	1	50.0	2.08
増減	0	1.5	2.0	0.65	1	50.0	0.05

[ 詳細表 P11 3(3) ]

### 4 今後の取組み

#### (1) 法定雇用率引上げを踏まえた民間企業に対する指導

- ・ 現在の雇用率未達成企業はもとより、平成25年4月1日法定雇用率引上げにより、法定雇用率未達成に転ずる可能性のある企業並びに新たに障害者雇用状況の報告対象となることを見込まれる企業（常用労働者50～56人未満）に対して、リーフレット等を活用して周知広報に努めるとともに、障害者求職情報の積極的な提供等により、「プラス1名」の雇用障害者数増を進めるよう、指導、支援を行う。

#### (2) 法定雇用率引上げを踏まえた公的機関等に対する指導

- ・ 公的機関（地方独立行政法人等含む）は当然のこととして、新雇用率に基づいて障害者を雇用する義務があり、かつ、率先垂範して障害者雇用に取組むべき立場であることから、依頼文書等を送付し、新雇用率達成に向けた指導を行う。

# 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。  
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<b>2.0%</b>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<b>2.3%</b>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>

## 障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者\*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者\*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

## ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者\*を選任するよう努めなければなりません

### ※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



## Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

**A1.** 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

## Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

**A2.** 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

## Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

**A3.** 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

## Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

**A4.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaisakoyou/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/)

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



# 平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

## <目次>

### 1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3
(4) 民間企業における雇用状況の推移	4
(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	6

### 2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)	7
(2) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)	8
(3) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会 (法定雇用率2.0%)	9

### 3. 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.1%)	10
(2) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会の状況 (法定雇用率2.0%)	10
(3) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.1%)	10
(4) 市町村の機関の状況(法定雇用率2.1%)	11

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

## (1) 概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
岩手県	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	774	129,259.5	546	72	1,051	206	2,318.0	250.5	1.79	404	52.2
	(744)	(123,564.0)	(537)	(58)	(978)	(151)	(2,185.5)	(219.5)	(1.77)	(384)	(51.6)
全国	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	76,308	22,577,527.0	95,164	9,806	170,977	22,505	382,363.5	34,637.0	1.69	35,694	46.8
	(75,313)	(22,260,915.5)	(92,325)	(8,656)	(164,200)	(17,386)	(366,199.0)	(31,644.5)	(1.65)	(34,102)	(45.3)

## 障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
岩手県	2,318.0	397	41	657	61	1,522.5	148.5	149	31	317	94	693.0	76.5	77	51	102.5	25.5	
	(2,185.5)	(396)	(33)	(615)	(49)	(1,464.5)	(111.0)	(141)	(25)	(299)	(60)	(636.0)	(80.5)	(64)	(42)	(85.0)	(28.5)	
全国	382,363.5	81,393	7,117	116,364	9,493	291,013.5	21,923.5	13,771	2,689	40,792	7,440	74,743.0	8,554.5	13,821	5,572	16,607.0	4,159.0	
	(366,199.0)	(79,374)	(6,406)	(115,318)	(7,912)	(284,428.0)	(20,333.0)	(12,951)	(2,250)	(37,844)	(5,502)	(68,747.0)	(8,099.0)	(11,038)	(3,972)	(13,024.0)	(3,190.5)	

### [ 1 ( 1 ) 表の注 ]

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成23年6月1日現在の数値である。

### [ 1 ( 1 ) 表の注 ]

- 注1 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。
- 2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 のa、c欄及びのc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、のb欄及びのd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成23年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 774 (744)	人 129,259.5 (123,564.0)	人 546 (537)	人 72 (58)	人 1,051 (978)	人 206 (151)	人 2,318.0 (2,185.5)	人 250.5 (219.5)	% 1.79 (1.77)	企業 404 (384)	% 52.2 (51.6)
56～100人未満	企業 362 (368)	人 26,674.5 (27,182.5)	人 115 (120)	人 11 (9)	人 219 (227)	人 31 (23)	人 475.5 (487.5)	人 48.5 (42.0)	% 1.78 (1.79)	企業 184 (187)	% 50.8 (50.8)
100～300人未満	企業 332 (296)	人 52,593.5 (47,713.5)	人 238 (225)	人 29 (19)	人 443 (385)	人 57 (40)	人 976.5 (874.0)	人 111.0 (130.5)	% 1.86 (1.83)	企業 179 (156)	% 53.9 (52.7)
300～500人未満	企業 43 (43)	人 16,276.0 (15,808.0)	人 59 (55)	人 6 (6)	人 122 (114)	人 24 (16)	人 258.0 (238.0)	人 29.0 (12.0)	% 1.59 (1.51)	企業 20 (20)	% 46.5 (46.5)
500～1000人未満	企業 25 (26)	人 16,166.5 (16,796.5)	人 73 (75)	人 11 (9)	人 126 (126)	人 19 (25)	人 292.5 (297.5)	人 28.5 (10.0)	% 1.81 (1.77)	企業 15 (16)	% 60.0 (61.5)
1000人以上	企業 12 (11)	人 17,549.0 (16,063.5)	人 61 (62)	人 15 (15)	人 141 (126)	人 75 (47)	人 315.5 (288.5)	人 33.5 (25.0)	% 1.80 (1.80)	企業 6 (5)	% 50.0 (45.5)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 2,318.0 (2,185.5)	人 397 (396)	人 41 (33)	人 657 (615)	人 61 (49)	人 1,522.5 (1,464.5)	人 148.5 (111.0)	人 149 (141)	人 31 (25)	人 317 (299)	人 94 (60)	人 693.0 (636.0)	人 76.5 (80.5)	人 77 (64)	人 51 (42)	人 102.5 (85.0)	人 25.5 (11.0)
56～100人未満	人 475.5 (487.5)	人 80 (90)	人 5 (4)	人 142 (147)	人 11 (8)	人 312.5 (335.0)	人 29.5 (27.0)	人 35 (30)	人 6 (5)	人 64 (70)	人 13 (9)	人 146.5 (139.5)	人 15.0 (9.5)	人 13 (10)	人 7 (6)	人 16.5 (13.0)	人 4.0 (6.0)
100～300人未満	人 976.5 (874.0)	人 147 (138)	人 14 (10)	人 258 (222)	人 13 (12)	人 572.5 (514.0)	人 59.5 (56.5)	人 91 (87)	人 15 (9)	人 145 (130)	人 27 (13)	人 355.5 (319.5)	人 39.0 (53.0)	人 40 (33)	人 17 (15)	人 48.5 (40.5)	人 12.5 (21.0)
300～500人未満	人 258.0 (238.0)	人 50 (45)	人 4 (2)	人 82 (76)	人 4 (8)	人 188.0 (172.0)	人 16.0 (5.5)	人 9 (10)	人 2 (4)	人 36 (33)	人 13 (6)	人 62.5 (60.0)	人 9.5 (6.5)	人 4 (5)	人 7 (2)	人 7.5 (6.0)	人 3.5 (0.0)
500～1000人未満	人 292.5 (297.5)	人 68 (68)	人 6 (4)	人 83 (81)	人 9 (5)	人 229.5 (223.5)	人 20.0 (5.0)	人 5 (7)	人 5 (5)	人 33 (35)	人 8 (9)	人 52.0 (58.5)	人 6.5 (4.0)	人 10 (10)	人 2 (11)	人 11.0 (15.5)	人 2.0 (1.0)
1000人以上	人 315.5 (288.5)	人 52 (55)	人 12 (13)	人 92 (89)	人 24 (16)	人 220.0 (220.0)	人 23.5 (17.0)	人 9 (7)	人 3 (2)	人 39 (31)	人 33 (23)	人 76.5 (58.5)	人 6.5 (7.5)	人 10 (6)	人 18 (8)	人 19.0 (10.0)	人 3.5 (0.5)

注 1(1) の表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

産 業	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	実雇用率 %	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合 %
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者						
農・林・漁業	10 (7)	1,070.0 (800.0)	5 (0)	1 (0)	7 (7)	1 (0)	18.5 (7.0)	2.0 (1.0)	1.73 (0.88)	4 (2)	40.0 (28.6)	
鉱・採石・砂利採取業	- (1)	- (57.0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2.0)	0 (2.0)	- (3.51)	0 (1)	- (100.0)	
建設業	31 (26)	3,073.5 (2,445.5)	10 (10)	0 (0)	19 (20)	1 (0)	39.5 (40.0)	8.0 (3.0)	1.29 (1.64)	18 (17)	58.1 (65.4)	
製造業	206 (205)	35,565.5 (34,154.5)	182 (177)	11 (3)	362 (331)	9 (7)	741.5 (691.5)	64.0 (55.5)	2.08 (2.02)	126 (123)	61.2 (60.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (4)	370.5 (380.0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	4.0 (3.0)	0.0 (0.0)	1.08 (0.79)	2 (1)	50.0 (25.0)	
情報通信業	14 (14)	2,435.5 (2,395.5)	12 (13)	0 (0)	3 (4)	1 (1)	27.5 (30.5)	2.0 (2.0)	1.13 (1.27)	6 (6)	42.9 (42.9)	
運輸・郵便業	47 (41)	5,990.0 (5,532.0)	15 (17)	1 (0)	51 (44)	2 (2)	83.0 (79.0)	8.5 (8.0)	1.39 (1.43)	23 (23)	48.9 (56.1)	
卸売・小売業	123 (120)	25,731.0 (25,185.5)	70 (65)	22 (18)	138 (135)	115 (79)	357.5 (322.5)	46.5 (31.5)	1.39 (1.28)	53 (46)	43.1 (38.3)	
金融・保険業	14 (14)	5,518.5 (5,584.0)	14 (15)	3 (3)	37 (38)	3 (1)	69.5 (71.5)	5.0 (10.0)	1.26 (1.28)	5 (4)	35.7 (28.6)	
不動産・物品賃貸業	5 (6)	780.5 (831.0)	1 (1)	0 (0)	10 (13)	0 (0)	12.0 (15.0)	0.0 (0.0)	1.54 (1.81)	3 (4)	60.0 (66.7)	
学術研究、専門・技術サービス業	7 (8)	479.5 (526.0)	3 (4)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	7.0 (8.0)	0.0 (0.0)	1.46 (1.52)	3 (3)	42.9 (37.5)	
飲食店・宿泊業	28 (27)	4,398.5 (4,386.5)	11 (13)	2 (2)	31 (27)	4 (5)	57.0 (57.5)	8.0 (4.5)	1.30 (1.31)	12 (12)	42.9 (44.4)	
生活関連サービス・娯楽業	36 (37)	5,100.0 (5,146.5)	16 (15)	2 (2)	29 (30)	3 (5)	64.5 (64.5)	4.5 (2.0)	1.26 (1.25)	11 (13)	30.6 (35.1)	
教育・学習支援業	9 (9)	843.5 (856.5)	5 (6)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	15.0 (16.0)	0.0 (2.0)	1.78 (1.87)	5 (5)	55.6 (55.6)	
医療・福祉	176 (168)	26,127.5 (24,360.0)	176 (166)	20 (20)	279 (256)	43 (33)	672.5 (626.5)	82.5 (91.0)	2.57 (2.57)	103 (99)	58.5 (58.9)	
複合サービス業	12 (10)	4,427.5 (4,333.0)	11 (17)	2 (2)	22 (19)	2 (1)	47.0 (55.5)	2.0 (2.0)	1.06 (1.28)	3 (3)	25.0 (30.0)	
サービス業	52 (47)	7,348.0 (6,590.5)	14 (16)	8 (7)	55 (48)	22 (17)	102.0 (95.5)	17.5 (5.0)	1.39 (1.45)	27 (22)	51.9 (46.8)	
計	774 (744)	129,259.5 (123,564.0)	546 (537)	72 (57)	1,051 (977)	206 (151)	2,318.0 (2,185.5)	250.5 (219.5)	1.79 (1.77)	404 (384)	52.2 (51.6)	

注 1(1) の表と同じ

## (4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	岩 手					全 国					法定雇用率 (%)
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	
昭和60年	438	78,577	1,135	1.44	57.3	39,281	13,390,030	168,276	1.26	53.5	1.5 ↓ 1.6
61年	455	50,055	1,155	1.44	56.7	39,732	13,562,883	170,247	1.26	53.8	
62年	453	81,184	1,167	1.44	54.5	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	
63年	516	86,770	1,295	1.49	51.6	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	
平成元年	558	93,185	1,399	1.50	51.8	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	↓ 1.8
2年	573	96,737	1,514	1.57	51.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	
3年	595	100,527	1,578	1.57	51.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	
4年	616	105,288	1,660	1.58	53.7	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	
5年	614	107,031	1,748	1.63	55.7	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	
6年	612	107,814	1,777	1.65	55.2	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	
7年	635	111,603	1,826	1.64	55.6	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	
8年	636	111,930	1,853	1.66	54.4	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	
9年	642	115,240	1,879	1.63	52.6	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	
10年	639	115,633	1,883	1.63	54.0	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	
11年	727	118,683	1,941	1.64	49.7	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8
12年	727	118,328	1,938	1.64	49.4	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	
13年	693	114,803	1,882	1.64	48.1	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	
14年	697	108,506	1,797	1.66	48.2	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	
15年	692	107,430	1,721	1.60	46.7	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	
16年	757	113,757	1,838	1.62	45.4	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	↓
17年	737	113,412	1,916	1.69	46.5	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	
18年	725	113,468	1,897.0	1.67	46.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	
19年	738	114,324	1,961.5	1.72	50.3	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	
20年	743	116,503	2,031.0	1.74	48.7	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	
21年	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	↓
22年	726	115,327	2,147.5	1.86	53.2	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	
23年	744	123,564.0	2,185.5	1.77	51.6	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	
24年	774	129,259.5	2,318.0	1.79	52.2	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

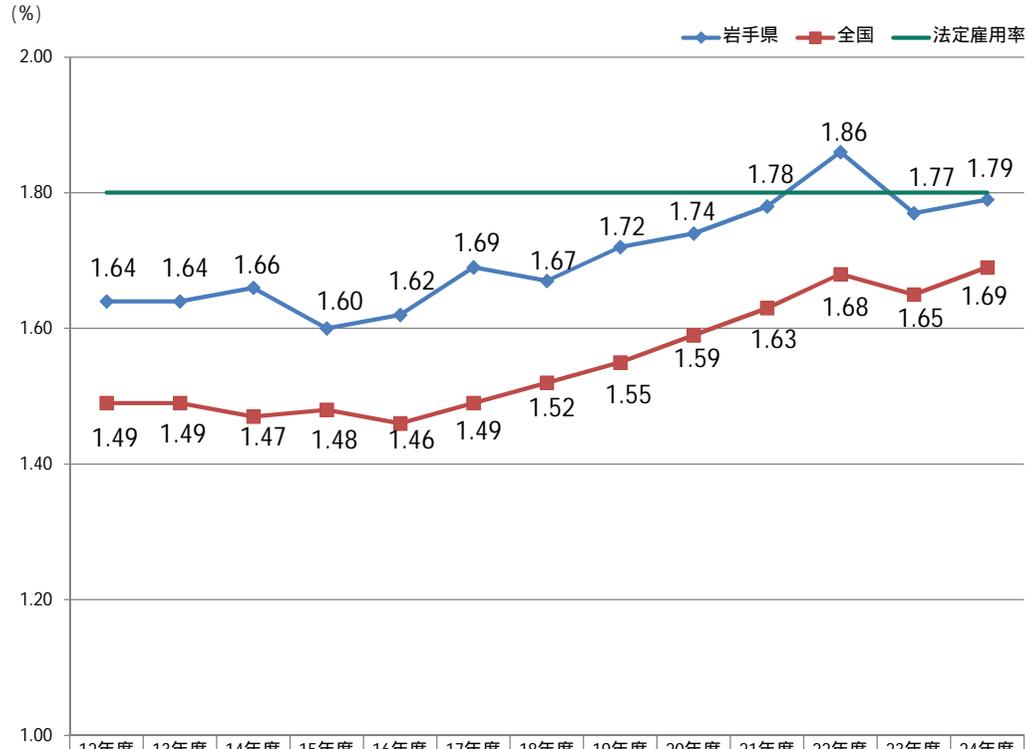
- ～昭和62年
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 昭和63年～平成4年
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者
- 平成5年～平成17年まで
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～平成22年まで
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降

- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

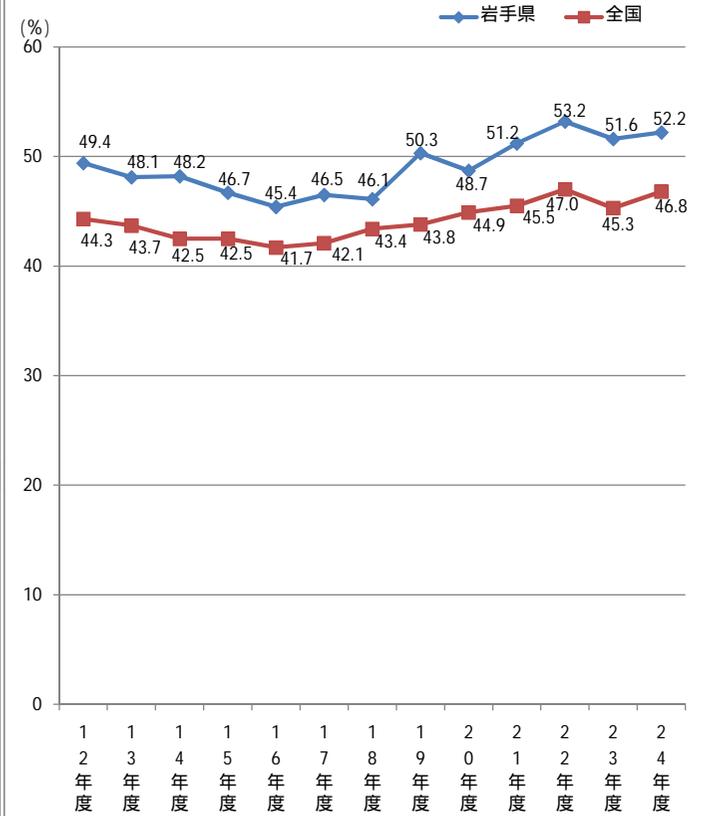
(参考)

民間企業における障害者雇用率



岩手県	1.64	1.64	1.66	1.6	1.62	1.69	1.67	1.72	1.74	1.78	1.86	1.77	1.79
全国	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69
法定雇用率	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8

民間企業の法定雇用率達成企業割合



**(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数**

企業規模	法定雇用率未達成 企業の数	不足数						左のうち障害者の数 が0人である企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9.5人以下	10人以上	
規模計	370	262 (70.8%)	69 (18.6%)	23 (6.2%)	12 (3.2%)	4 (1.1%)	0 (0.0%)	234 (63.2%)
56～100人未満	178	178 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	168 (94.4%)
100～300人未満	153	76 (49.7%)	59 (38.6%)	13 (8.5%)	5 (3.3%)	- -	- -	66 (43.1%)
300～500人未満	23	6 (26.1%)	8 (34.8%)	7 (30.4%)	2 (8.7%)	- -	- -	0 (0.0%)
500～1000人未満	10	1 (10.0%)	2 (20.0%)	2 (20.0%)	3 (30.0%)	2 (20.0%)	- -	0 (0.0%)
1000人以上	6	1 (16.7%)	- -	1 (16.7%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	- -	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 2 地方公共団体等における在職状況(法定雇用2.1%または2.0%)

### (1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	4	7,553.5	45	2	92	7	187.5	2.0	2.48	4	100.0
	(4)	(7,326.0)	(36)	(0)	(96)	(1)	(168.5)	(1.0)	(2.30)	(4)	(100.0)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	155	323,879.0	2,008	154	3,519	386	7,882.0	287.0	2.43	144	92.9
	(157)	(326,662.0)	(1,970)	(131)	(3,585)	(298)	(7,805.0)	(275.5)	(2.39)	(142)	(90.4)

注 1(1) の表と同じ

### 障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	187.5	45	2	83	5	177.5	2.0	0	0	1	2	2.0	0.0	8	0	8.0	0.0	
	(168.5)	(36)	(0)	(83)	(1)	(155.5)	(1.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(13)	(0)	(13.0)	(0.0)	
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	7,882.0	2,005	154	3,403	292	7,713.0	253.0	3	0	25	70	66.0	24.0	91	24	103.0	10.0	
	(7,805.0)	(1,967)	(131)	(3,477)	(238)	(7,661.0)	(244.0)	(3)	(0)	(21)	(48)	(51.0)	(25.0)	(87)	(12)	(93.0)	(6.5)	

注 1(1) の表と同じ

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	43	11,622.5	57	0	138	12	258.0	19.5	2.22	38	88.4
	(45)	(11,735.5)	(61)	(3)	(134)	(4)	(261.0)	(33.0)	(2.22)	(41)	(91.1)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2,312	1,052,789.5	6,037	362	10,937	713	23,729.5	1,334.5	2.25	1,998	86.4
	(2,353)	(1,049,375.5)	(5,959)	(353)	(10,781)	(622)	(23,363.0)	(1,226.5)	(2.23)	(1970)	(83.7)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	258.0	57	0	126	8	244.0	13.0	0	0	4	3	5.5	1.0	8	1	8.5	5.5	
	(261.0)	(61)	(3)	(125)	(4)	(252.0)	(31.0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5.0)	(0.0)	(4)	(0)	(4.0)	(0.0)	
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	23,729.5	6,006	345	9,955	540	22,582.0	1,171.0	31	17	369	95	495.5	95.5	613	78	652.0	78.0	
	(23,363.0)	(5,925)	(334)	(9,943)	(497)	(22,375.5)	(1,102.0)	(34)	(19)	(340)	(70)	(462.0)	(81.5)	(498)	(55)	(525.0)	(43.0)	

注 1(1) の表と同じ

(3) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2	9,279.0	45	1	72	5	165.5	9.5	1.78	1	50.0
	(2)	(9,462.0)	(42)	(0)	(78)	(8)	(166.0)	(7.0)	(1.75)	(1)	(50.0)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	121	673,631.0	3,219	123	5,973	287	12,677.5	963.5	1.88	85	70.2
	(139)	(686,659.0)	(3,214)	(101)	(5,522)	(206)	(12,154.0)	(733.0)	(1.77)	(94)	(67.6)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	165.5	45	1	70	1	161.5	6.0	0	0	1	4	3.0	2.5	1	0	1.0	1.0	
	(166.0)	(42)	(0)	(77)	(2)	(162.0)	(4.5)	(0)	(0)	(0)	(5)	(2.5)	(1.5)	(1)	(1)	(1.5)	(0.0)	
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	12,677.5	3,186	119	5,592	202	12,184.0	771.0	33	4	153	62	254.0	134.5	228	23	239.5	58.0	
	(12,154.0)	(3,183)	(95)	(5,282)	(174)	(11,830.0)	(605.5)	(31)	(6)	(108)	(26)	(189.0)	(105.5)	(132)	(6)	(135.0)	(22.0)	

注 1(1) の表と同じ

### 3 公的機関の各機関の状況

#### (1) 県の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
知事部局	3,934.0	100.0	2.54	0.0	
医療局	3,152.0	77.5	2.46	0.0	
企業局	76.0	2.0	2.63	0.0	
警察本部	391.5	8.0	2.04	0.0	
計	7,553.5	187.5	2.48	0.0	

- 注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### (2) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
岩手県教育委員会	8770.5	155.5	1.77	19.5	
盛岡市教育委員会	508.5	10.0	1.97	0.0	
計	9279.0	165.5	1.78	19.5	

注 3(1)表と同じ。

#### (3) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岩手県立大学	253.5	3.0	1.18	2.0	
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	60	0.0	0.00	1.0	注4
計	313.5	3.0	0.96	3.0	

注1～3 3(1)表と同じ。

注4 地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおいては、11月1日現在、新規雇用により、障害者1.0人、実雇用率1.67%、不足数0人となっている。

(4) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
盛岡市	1539.5	45.0	2.92	0.0	
盛岡市上下水道局	161.0	3.0	1.86	0.0	
盛岡市立病院	107.0	2.0	1.87	0.0	
宮古市	629.0	13.0	2.07	0.0	特例認定あり（注2）
大船渡市	314.0	6.0	1.91	0.0	
大船渡市教育委員会	79.0	1.0	1.27	0.0	
花巻市	653.0	11.0	1.68	2.0	注3
花巻市教育委員会	201.5	3.0	1.49	1.0	注3
北上市	422.0	9.0	2.13	0.0	
北上市教育委員会	225.0	5.5	2.44	0.0	
久慈市	351.0	8.5	2.42	0.0	
久慈市教育委員会	72.0	1.0	1.39	0.0	
遠野市	320.5	7.0	2.18	0.0	
一関市	1005.0	23.5	2.34	0.0	
一関地区広域行政組合	59.0	2.0	3.39	0.0	
一関市教育委員会	328.0	7.5	2.29	0.0	
陸前高田市	218.0	2.0	0.92	2.0	特例認定あり（注2）注3
釜石市	355.0	8.0	2.25	0.0	特例認定あり（注2）
二戸市	299.5	6.0	2.00	0.0	
八幡平市	377.0	11.0	2.92	0.0	特例認定あり（注2）
奥州市	777.5	16.5	2.12	0.0	
奥州市総合水沢病院	78.0	2.0	2.56	0.0	
奥州市教育委員会	187.0	4.0	2.14	0.0	
雫石町	280.5	9.0	3.21	0.0	特例認定あり（注2）
葛巻町	98.0	2.0	2.04	0.0	
岩手町	114.0	2.0	1.75	0.0	
滝沢村	271.0	6.0	2.21	0.0	特例認定あり（注2）
紫波町	192.0	4.0	2.08	0.0	
矢巾町	164.0	4.0	2.44	0.0	
西和賀町	141.0	4.5	3.19	0.0	
金ヶ崎町	130.0	1.0	0.77	1.0	注3
金ヶ崎町教育委員会	99.5	1.0	1.01	1.0	注3
平泉町	88.0	1.0	1.14	0.0	
住田町	73.0	1.0	1.37	0.0	
大槌町	127.0	2.0	1.57	0.0	
山田町	161.0	5.0	3.11	0.0	
岩泉町	149.0	3.0	2.01	0.0	
田野畑村	64.0	2.0	3.13	0.0	
普代村	62.0	1.0	1.61	0.0	
軽米町	105.0	2.0	1.90	0.0	
九戸村	72.0	1.0	1.39	0.0	特例認定あり（注2）
洋野町	284.0	5.0	1.76	0.0	特例認定あり（注2）
一戸町	189.0	4.0	2.12	0.0	
計	11622.5	258.0	2.22	7.0	

注1 3(1)表と同じ。

2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
宮古市	宮古市教育委員会
陸前高田市	陸前高田市教育委員会
釜石市	釜石市教育委員会
八幡平市	八幡平市教育委員会
雫石町	雫石町教育委員会
滝沢村	滝沢村教育委員会
九戸村	九戸村教育委員会
洋野町	洋野町教育委員会

3 花巻市においては、10月1日現在、新規雇用により、障害者14.0人、実雇用率2.14%、不足数0人となっている。  
花巻市教育委員会においては、10月1日現在、新規雇用により、障害者4.0人、実雇用率1.98%、不足数0人となっている。  
陸前高田市においては、10月1日現在、新規雇用により、障害者5.0人、実雇用率2.27%、不足数0人となっている。  
金ヶ崎町においては、11月1日現在、新規雇用により、障害者2.0人、実雇用率1.54%、不足数0人となっている。  
金ヶ崎町教育委員会においては、10月9日現在、新規雇用により、障害者2.0人、実雇用率2.01%、不足数0人となっている。

(参考)

## 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業 . . .	{ 一般の民間企業 . . . . . 1 . 8 % ( 5 6 人以上規模の企業 ) 特殊法人等 . . . . . 2 . 1 % ( 労働者数 4 8 人以上規模の特殊法人、独立行政法人及び国立大学法人等 )
国、地方公共団体 . . . . . 2 . 1 %	
( 4 8 人以上規模の機関 )	
都道府県等の教育委員会 . . . . . 2 . 0 %	
( 5 0 人以上規模の機関 )	
( カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。 )	

法定雇用率については、平成25年4月1日に改正することとしており、それぞれ、一般企業：1.8% 2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1% 2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0% 2.2%

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

## 「雇用障害者数」の計算方法

「企業等における雇用障害者数」は、次の表に従って計算される。  
対象となる障害者1人雇用している場合のカウント数

	常用労働者	短時間労働者
	週所定労働時間 30時間以上	週所定労働時間 20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
└─ 重度	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
└─ 重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人